

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

労働安全衛生法では、軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立てまたはこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取り付けの作業については、作業主任者を選任し、作業に従事する作業者の指揮、その他労働省令で定める事項を行なわせなければならないこととなっております。

・日程 令和7年

第1日	第2日
6/17(火)	6/18(水)

申込締切：6月3日(火)まで

・講習時間 9:00 ~ 17:00 (受付開始時間 8:30~)

・対象者 以下のいずれかに該当する方(「作業主任者技能講習申込書」の事業主証明が必要です。)

- 1) 木造建築物の構造部材の組立てまたはこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取り付け作業に3年以上従事した経験を有する者
- 2) 大学、高等専門学校または高等学校において土木、建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立等の作業に従事した経験を有する者。
- 3) その他、厚生労働大臣が定める者。

・受講料 15,380円 (テキスト代、税、送料含む)

【北建連会員は13,730円】

・定員 30名 (応募者12名以下の場合には、中止となることがあります。)

・会場 北海道立職業能力開発支援センター 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2

- ・科目 (1) 木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取り付け等に関する知識 7時間
(2) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 3時間
(3) 作業者に対する教育等に関する知識 1時間30分
(4) 関係法令 1時間30分
(5) 修了試験 1時間

・申込方法 受講申込書等を郵送または下記の申込先へ持参
(業務時間 9時~17時30分 休業日 土・日・祝日)

・申込先 一般社団法人 北海道ビルダーズ協会
〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル 5階
TEL 011-215-1112

・受講料振込先 口座名 シャ) ホツカイドウビルダーズキョウカイ
銀行名 北海道銀行 道庁支店 普通 0719839 ※振込手数料は、ご負担願います。